

地盤情報の収集と利活用に関する協定書

長野県知事（別表に定める各市町村の長から、知事が協定の締結に関する委任を受けた場合は、当該市町村の長を含む。）（以下「甲」という。）と一般財団法人国土地盤情報センター理事長（以下「乙」という。）は、地盤情報の収集と利活用に関して、次のとおり協定を締結する。

1. 甲と乙は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）及び社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」（平成29年9月）に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るとともに、広く一般国民の利活用に資するため、公共工事等にて得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの構築、オープンデータ化の取組の推進に向け相互に協力する。
2. 乙は、地盤情報を収集・管理するため、国土地盤情報データベース（以下「地盤DB」という。）を構築し、運用・管理を行い、これらの実施に要する費用を全て負担することとする。
3. 甲又は甲の所掌する事務所の長は、自らが発注する業務及び工事において得られた地盤情報を、当該業務及び工事の受注者をして、乙へ送付させる。
4. 乙は、前条の規定に基づき、送付された地盤情報の品質を検定した上で、地盤DBに登録する。
5. 地盤DBに登録された地盤情報は、乙と協定を締結した者において、相互に利用できるものとする。
6. 乙は、災害発生時及び復旧時には、早期の災害復旧に資するため、本協定に基づき地盤DBに登録された地盤情報のうち、関連する地域内に存在する地盤情報について、一定期間、一般公開するものとする。
7. 本協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

8. 甲と乙は、本協定に基づき、地盤DBの運用に関する事項等、必要な事項について、別途、運用等規程を定める。

令和3年4月1日

甲 長野県知事 阿部 守 一



乙 一般財団法人国土地盤情報センター理事長

岩崎 公俊



(別表)

協定締結を委任する市町村

長野県知事に対して、協定の締結について委任する各市町村は以下のとおり。

小諸市	佐久市	軽井沢町	御代田町	立科町	南牧村	南相木村	上田市
長和町	岡谷市	茅野市	富士見町	原村	伊那市	辰野町	箕輪町
飯島町	宮田村	高森町	平谷村	南木曾町	木祖村	王滝村	大桑村
松本市	麻績村	生坂村	筑北村	大町市	小谷村	小布施町	高山村
長野市	飯綱町	木島平村	野沢温泉村				

(以上、36市町村)